

議 事 日 程 第 6 号

平成24年3月23日（金）午前10時01分開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 1 号 よねざわ市民ギャラリーの指定管理者の指定について
- 日程第 2 議第 2 号 米沢市市税条例の一部改正について
- 日程第 3 議第 3 号 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に係る被災者等に対する入湯税の課税の特例に関する条例の廃止について
- 日程第 4 議第 4 号 米沢市消防本部等設置条例等の廃止等について
- 日程第 5 議第 5 号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 6 議第 6 号 米沢市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議第 7 号 米沢市スポーツ推進審議会条例の設定について
- 日程第 8 議第 8 号 米沢市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議第 9 号 米沢市公有地の拡大の推進に関する法律第4条第2項第9号に規定する政令で定める規模の特例に関する条例の設定について
- 日程第10 請願第2号 「脱原発」政策の実行を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第11 議第10号 米沢市印鑑条例及び米沢市手数料条例の一部改正について
- 日程第12 議第11号 米沢市交通指導員設置条例の一部改正について
- 日程第13 議第12号 米沢市社会福祉法人助成の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議第13号 米沢市障がい者施策推進協議会条例の一部改正について
- 日程第15 議第14号 米沢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議第15号 米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議第16号 米沢市暴力団排除条例の設定について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第18 議第17号 権利の放棄について
- 日程第19 議第18号 米沢市人工芝サッカー場グラウンド建設工事請負契約の締結について

- 日程第 20 議第 19 号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1 号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第 21 議第 20 号 米沢市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 22 議第 21 号 米沢市下水道条例の一部改正について
- 日程第 23 請願第 1 号 民・官協働事業による斜平山一帯の「トレッキングゾーン」整備を求める請願

（予算特別委員長報告）

- 日程第 24 議第 27 号 平成 24 年度米沢市一般会計予算
- 日程第 25 議第 28 号 平成 24 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 26 議第 29 号 平成 24 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算
- 日程第 27 議第 30 号 平成 24 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 28 議第 31 号 平成 24 年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算
- 日程第 29 議第 32 号 平成 24 年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算
- 日程第 30 議第 33 号 平成 24 年度米沢市下水道事業費特別会計予算
- 日程第 31 議第 34 号 平成 24 年度米沢市農業集落排水事業費特別会計予算
- 日程第 32 議第 35 号 平成 24 年度米沢市物品調達費特別会計予算
- 日程第 33 議第 36 号 平成 24 年度米沢市南原財産区費特別会計予算
- 日程第 34 議第 37 号 平成 24 年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算
- 日程第 35 議第 38 号 平成 24 年度米沢市水道事業会計予算
- 日程第 36 議第 39 号 平成 24 年度米沢市立病院事業会計予算

（悪臭問題特別委員長報告）

- 日程第 37 悪臭問題特別委員会の報告
- 日程第 38 発議第 2 号 悪臭原因事業所の臭気対策等に関する調査の委託について
- 日程第 39 発議第 3 号 米沢市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 40 議第 41 号 米沢市副市長の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐 藤 兵 議員	2 番	高 橋 義 和 議員
3 番	小 久 保 広 信 議員	4 番	我 妻 徳 雄 議員
5 番	木 村 芳 浩 議員	6 番	高 橋 嘉 門 議員
7 番	小 島 卓 二 議員	8 番	高 橋 壽 議員
9 番	白 根 澤 澄 子 議員	10 番	佐 藤 忠 次 議員
11 番	遠 藤 正 人 議員	12 番	堤 郁 雄 議員
13 番	工 藤 正 雄 議員	14 番	齋 藤 千 恵 子 議員
15 番	島 軒 純 一 議員	16 番	海 老 名 悟 議員
17 番	相 田 克 平 議員	18 番	洪 間 佳 寿 美 議員
19 番	相 田 光 照 議員	20 番	中 村 圭 介 議員
21 番	山 村 明 議員	22 番	鈴 木 章 郎 議員
23 番	山 田 富 佐 子 議員	24 番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	町 田 富 保
会 計 管 理 者	渡 部 秀 丈	総 務 部 長	小 林 正 夫
企画調整部長	山 口 昇 一	市民環境部長	須 佐 達 朗
健康福祉部長	菅 野 智 幸	産 業 部 長	斎 藤 友 久

建設部長	渡部 修 一	総務課長	菅野 紀 生
財政課長	船山 弘 行	総合政策課長	我妻 秀 彰
水道部長	松村 孝 義	病院事業管理者	芦川 紘 一
市立病院 事務局長	加藤 智 幸	消 防 長	渡辺 克 己
教育委員会 委員長	高橋 英 機	教 育 長	原 邦 雄
教育管理部長	神田 仁	教育指導部長	土屋 宏
農業委員会 委員長	伊藤 精 司	農業委員会 事務局長	黒田 淳
選挙管理委員会 委員長	金屋 慶 助	選挙管理委員会 事務局長	唐澤 一 義
代表監査委員	高野 欽 一	監査委員 事務局長	佐藤 利 信

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	根津 文 男	事務局 次長	吉田 博 美
副主幹兼 議事調査係長	高野 正 雄	庶務係 長	松田 順 子
主 査	堤 治	主 任	後藤 誠 一

午前１０時０１分 開 議

○佐藤 晃議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第1 議第1号よねざわ市民ギャラリー
一の指定管理者の指定について
外9件

○佐藤 晃議長 日程第1、議第1号よねざわ市民
ギャラリーの指定管理者の指定についてから日
程第10、請願第2号「脱原発」政策の実行を求
める意見書提出方請願までの議案9件及び請願
1件は、議事の都合により一括議題といたしま
す。

この場合、総務文教常任委員会における審査の
経過と結果について報告を願います。

総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員。

〔総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員登
壇〕

○18番（渋間佳寿美議員） 御報告申し上げます。

去る1日の本会議におきまして、当委員会に付
託されました案件は、議案9件、請願1件であ
ります。

当委員会は、議会日程に従い、6日午前10時か
ら委員会室において全委員出席のもと、教育長、
関係部課長並びに請願の審査においては、紹介
議員に出席を求め開会いたしました。

以下、審査経過の概要と結果について御報告申
し上げます。

初めに、議第1号よねざわ市民ギャラリーの指
定管理者の指定についてであります。本案は、
よねざわ市民ギャラリーの管理を行わせる指定

管理者について、平成24年6月1日から期間を
定めて指定しようとするものです。

本案に対し、委員から、指定管理料の積算にお
ける職員体制について質疑があり、当局から、
基本的に2名体制で計算しているとの答弁があ
りました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

次に、議第2号米沢市市税条例の一部改正につ
いてであります。本案は、地方税法の一部改
正及びいわゆる復興財源確保法の制定などに伴
い、平成26年度から平成35年度までの期間、個
人市民税の均等割について引き上げを行うなど
所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、平成25年度以降におけ
る法人市民税とたばこ税の税収の推計について
質疑があり、当局から、平成22年度の決算ベー
スで比較をすると、たばこ税は9,000万円の増、
法人市民税は7,100万円の減となるとの答弁があ
りました。また、委員から、個人市民税の均等
割の増額による影響額についてただされ、当局
から、平成23年度の均等割の納税義務者が約4
万1,500人いることから、年間500円の増額で約
2,075万円の増収と見込んでいるとの答弁があ
りました。

本案については、法人税率が引き下げられる一
方、復興財源として住民税の増税を行うことに
反対との意見があり、起立採決を行った結果、
賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

次に、議第3号平成23年東北地方太平洋沖地震
による災害に係る被災者等に対する入湯税の課
税の特例に関する条例の廃止についてでありま
すが、本案は、東日本大震災の被災者等に係る
入湯税の課税免除措置の期間が終了するために
改正しようとするものであります

本案に対し、委員から、市内の温泉地での避難

者の数について質疑があり、当局から山形県で把握している数字で、平成24年2月23日現在で旅館、ホテルに二次避難で宿泊している方は42名いらっしゃるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号米沢市消防本部等設置条例等の廃止等についてであります。本案は、置賜二市二町の消防広域化に伴い、本市の消防本部に関する条例を廃止するほか、関係条例について所要の改正及び規定の整備を行おうとするものです。

本案に対し、委員から、消防広域化後における置賜管内二市二町の総合防災訓練への参加について質疑があり、総合防災訓練への消防機関としての参加については、これまでも消防本部及び消防署と調整しながら実施してきたものの、訓練当日の実質的な参加については、基本的に消防署が参加しているものであり、今後各市町で開催する防災訓練の日程が重なった場合においても消防署の参加は可能であると考えていること、また、消防本部としての訓練参加については、内容によって協力体制を調整したいとの答弁がありました。

また、委員から、防災会議の委員の定数を35人以内とした場合の女性委員について何人を想定しているのかただされ、当局から、現在の1人から新たに2機関から2人を追加し、合計3名を想定しているとの答弁がありました。

採決に当たっては、消防のさまざまな施策や活動について、消防の広域化後は、それぞれの自治体の議会が直接議論できなくなり、住民の意見も反映しづらくなることから、問題があるとして反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号米沢市コミュニティセンターの

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。本案は、中部コミュニティセンターについて、住居表示の付番に伴い、位置表記を変更するとともに、室名の一部を地域で決定した名称に変更しようとするものです。

本案については、とりわけ質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号米沢市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱に関する事項を定めるほか、規定の整備を図るために改正しようとするものであります。

本案についてはとりわけ質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号米沢市スポーツ推進審議会条例の設定についてであります。本案は、スポーツ振興法の全部改正に伴い、スポーツ推進審議会の運営に関し、必要な事項を定めようとするものです。

本案に対し、委員から、本市のスポーツ関係の補助金について、小中学校の児童生徒の大きな大会への出場の場合に加えて、高校レベルまで出すような検討はなされるのかとの質疑があり、当局から、新しい組織であるスポーツ推進審議会ではこれまでしてこなかった補助金交付についての意見を求めることをやっていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、スポーツ推進審議会の委員について、競技から離れて何年もたつという方よりも、競技に今携わっている方々を選べないかとただされ、当局から、現場をよく知っている方々を検討していきたいとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議第8号米沢市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります、本案は、図書館法の一部改正に伴い、市立米沢図書館協議会の委員の任命に関する事項を定めるほか、規定の整備を図ろうとするものです。

本案については、とりわけ質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号米沢市公有地の拡大の推進に関する法律第4条第2項第9号に規定する政令で定める規模の特例に関する条例の設定についてであります、本案は、公有地の拡大の推進に関する法律及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、一定の区域の土地所有者に有償譲渡の意思がある場合、その前段として県知事への届出義務を課すことになるが、その面積要件の下限を決める権限が県から市に移譲されるため、それに必要な事項を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、県内各市の面積要件についてただされ、当局から、山形市、上山市、寒河江市、村山市、東根市、南陽市、鶴岡市、米沢市の8市が100平方メートル以上、酒田市、天童市、長井市、新庄市、尾花沢市の5市が条例を設けなくて法律、政令どおり200平方メートル以上とするようであるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号「脱原発」政策の実行を求める意見書提出方請願であります、本請願は、東日本大震災による津波で発生した福島第一原子力発電所事故の収束の見通しが立っていない中、原発の運転再開の条件の見直しや脱原発に向けた国のエネルギー政策の転換を求めるとともに、事故の検証や安全対策を含む5項目を示して関係機関に意見書を提出していただきたい

とするものであります。

本請願に対し、委員から、ストレステストでの原子炉の安全確認と原子炉の稼働についての質疑があり、紹介議員から、ストレステストは東日本大震災前の基準による評価であり、原発の安全性を評価するには不十分とする原子力安全委員会委員長の発言があること、また、原子力発電所の稼働がなくてもメガソーラー発電所をつくる企業において計画が公表されているほか、木質バイオマス発電、水力発電の利用などで十分に電力を補っていけるとの答弁がありました。

採決に当たっては、代替となるエネルギーの構築が図られる前に脱原発を掲げて進むのはまだ早いとして反対とする意見と、原子力発電が安全ではないということが明確になっており、本請願では脱原発に向けてやらなければならない課題を提示しており、請願内容は妥当であるとのことから、賛成とする意見に分かれましたので、起立採決を行った結果、反対多数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案及び請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第2号、議第4号及び請願第2号の議案2件、請願1件を除く議第1号、議第3号及び議第5号から議第9号の議案7件を委員長報告のとおりに決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、

議第1号、議第3号及び議第5号から議第9号までの議案7件は委員長の報告のとおり決まりました。

続いて、異議のありました議案2件、請願1件について順次起立により採決をいたします。

初めに、議第2号を採決いたします。

議第2号に対する委員長報告は賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第2号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第2号は原案のとおり決まりました。

次に、議第4号を採決いたします。

議第4号に対する委員長報告は賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第4号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第4号は原案のとおり決まりました。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は反対多数で不採択であります。この場合、採択、不採択の順に採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号を採択するに賛成の議員の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立少数であります。

次に、念のため、請願第2号を不採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、請願第2号は不採択と決まりました。

.....

日程第11 議第10号米沢市印鑑条例 及び米沢市手数料条例の一部 改正について外6件

○佐藤 晃議長 次に、日程第11、議第10号米沢市印鑑条例及び米沢市手数料条例の一部改正についてから日程第17、議第16号米沢市暴力団排除条例の設定についてまでの議案7件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長3番小久保広信議員。

〔民生常任委員長3番小久保広信議員登壇〕

○3番（小久保広信議員） 御報告申し上げます。

去る1日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

当委員会は、議会日程に従い、7日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、市立病院事業管理者を初め、関係部課長にも出席を求め開会いたしました。

以下、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第10号米沢市印鑑条例及び米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

これに対して、委員から、現在の外国人登録者数と、そのうちの印鑑登録者数について質疑があり、当局から、昨年12月末現在で外国人登録者数は685名であり、そのうちの印鑑登録者数は145名であるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号米沢市交通指導員設置条例の一部改正についてであります。本案は、交通指導員の任期を1年から2年に改めるとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

これに対して、委員から、交通指導員は高齢の方が多いため、急に任務に従事できなくなる可能性も考えられることから、次の指導員が決まるまでの間、子供たちを見守る指導員がいないという状況にならないようできるだけ早急に任命できるように、候補者をノミネートしておく必要があるのではないかとただされ、当局から、指導員を希望する方を把握しておく必要はあるが、指導員は指導箇所の近くに住んでいる方を選任するのが望ましいことから、その辺を加味しながら対応してまいりたいと考えており、現在このような状況が発生した場合には、学校に相談をして先生に立っていただくなど、子供たちの安全を確保する人が交差点等に全く立たないということがないように対応しているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在、交通指導員が立っている14カ所についての見直しはされているのか、また、ほかにも多くの危険箇所等があるが、指導員が立つ交差点等をふやす考えはないかとただされ、当局から、14カ所については、平成20年度に各学校に情報提供を求め、その箇所を実際に確認した上で、米沢警察署、学校、交通安全協会等の関係機関と協議をして決定したものであり、ふやすことについては危険箇所が新たに出てきた場合には追加していくことも検討してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、委員から、信号機のない危険な交差点に地域の方々が自主的に立っておられるところもあるので、交通指導員の事業としてふやしていただきたいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市社会福祉法人助成の手続に関する条例の一部改正についてであります。本案は、社会福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号米沢市障がい者施策推進協議会条例の一部改正についてであります。本案は、障害者基本法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市介護保険条例の一部改正についてであります。本案は、介護保険法で3年ごとに見直すとされている介護保険の保険料率の改定を行おうとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

これに対し、委員から、要支援、要介護を予防するために行っている事業及び啓蒙について質疑があり、当局から、元気な方を対象としてできるだけ健康を保っていただくために開催している一次予防事業、また、介護認定を受けておられないものの、足腰、その他いろいろな部分で、このままでは介護を必要とする状況になるおそれが高い方を対象として行う二次予防事業があり、二次予防事業についてはチェックリストを送付して、対象者の把握に努め、対象者には運動機能向上、栄養改善、口腔ケア等の通所事業、訪問事業を実施しており、さらには要支援1、2の方に対して、介護保険から提供する介護予防サービスなどを実施しているとの答弁がありました。

この答弁に対して、委員から、高齢者が増加し、介護保険料が値上がりしていく中で、体力が低下してきた方が徐々に出不精になり、要支援、要介護になっていくのが現状なので、これからは先手を打って予防することがより一層重要に

なると考えられることから、予防事業への参加の啓蒙に力を入れていただきたいとの要望がありました。

また、委員から、第1号被保険者の介護保険料の段階について、当初は5段階だったものを今回の見直しで10段階までふやすことになっているが、低所得者を救う手だてとして何段階までふやすことが可能かとの質疑があり、当局から、国で定めた基本形は6段階で、低所得者について3段階まで、4段階以上が市民税課税世帯となっており、5段階以上については所得額に幅があることから、きめ細やかに段階をふやすことが可能で上限は設けられていないとの答弁がありました。

本案については、年金の減額が見込まれる中で、介護保険料が28%以上の大幅値上げになることは滞納者の増加につながり、サービスを利用する際にも支障が生じるなど、高齢者の生活を悪化させることとなり、また、介護保険サービスについても、施設入所においては待機者が多く、在宅サービスにおいては利用の制限があり、利用料の1割負担もあることから、十分には使えない状況があるので反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市立病院の精神病床を6床減床しようとするものであります。

これに対して、委員から、精神病床の利用状況について質疑があり、当局から、1月の病床利用率が71.3%で、6床減床しても入院に支障を来すことはないし、病状が落ち着いても家庭に事情により引き取り手がない閉鎖病棟の入院患者についても無理に退院させる状況にはないとの答弁がありました。

また、委員から、減床する6床は開放病棟で

減床後は開放病棟が37床、閉鎖病棟が33床になるということであるが、うつ病患者の増加等により、回復すれば短期間で退院される急性期患者の増加や引き取り手のいない長期入院患者が増加している中で、閉鎖病棟を減床しないで、なぜ急性期患者用の開放病棟を減床したのかとただされ、当局から、精神科の医師と相談の上、稼働実績から無理なく病床数を減らせるのは開放病棟であると判断したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、国の医療政策は入院から在宅という方向が示されており、在宅で安心して暮らせるには病状の変化に伴い、電話等で相談できる体制の整備が必要であるとするが、現状と今後の方針についてはどうかとの質疑があり、当局から、病院だけではなく、行政や地域など皆で支えるシステムが必要であり、全国的にはモデル的にやっているところもあるので進んでいくのではないかという認識はあるが、病院単独で行うのは難しい状況であるとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号米沢市暴力団排除条例の設定についてであります。本案は、暴力団による市民活動への不当な影響を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項を定めようとするものであります。

これに対して、委員から、条例案は暴力団排除についての市民や事業者の努力義務になっているが、効果を上げるには罰則規定が必要ではないかとただされ、当局から、今のところ暴力団は警察に任せておけばよいという意識を多くの市民が持っておられる現状があり、まずは市民にも暴力団排除に協力していくという意識を持っていただくよう、意識改革を行うことから始め、これが浸透することによって暴力団排除

につながるものと考えており、今のところ罰則規定を設ける考えはないとの答弁がありました。

この答弁に対して、委員から、そういうことであれば、市は第9条の「市民に対する支援」について強い姿勢を示しながら、市民等に協力を求めていくような広報及び啓発を一過性のものとせず継続して行っていただきたいとの要望がありました。

また、委員から、第2条で「暴力団員等」とは「暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう」と定義されており、更生した人まで暴力団と同じ扱いをするのはいかなるものかとただされ、当局から、今回の条例の前提になっているのは、暴力団を利用する行為をしないということであり、こういったことに関与しなければ該当しないものであると考えているが、一方では5年経過したから大丈夫であるということにもならないので、警察からの情報提供を受けながら判断をしていかなければならないとも考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、暴力団から抜けようとしているが抜けられない状況にある人に対する支援についても条例に盛り込んでどうかとの質疑があり、当局から、行政側がかかわって暴力団から抜けさせることは現実的ではなく、警察等のしかるべき機関に対応していただくものと考えているとの答弁がありました。

この答弁に対して、委員から、暴力団からの離脱促進という規定を条例に設けている自治体もあることから、こうした観点も重要であるということを念頭に、この条例については対応していただきたいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

す。

○佐藤 兵議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し御質疑ございませんか。

渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 議第10号米沢市印鑑条例及び米沢市手数料条例の一部改正についてに関して質問をさせていただきたいと思います。

委員長報告にありました外国人登録はそのうち685人いて、そのうち印鑑登録をしているのが145人という報告がありましたけれども、予算委員会でも私申し上げましたが、外国人の方の場合、通称名、通名を使うことができると、自分の国籍の名前のほかに日本人のような通称名を使うことができ、なおかつこれも印鑑登録ができるとされておりますけれども、この通名で印鑑登録をしている方は何名いらっしゃるか質疑等々あったでしょうか。

○佐藤 兵議長 小久保委員長。

○3番（小久保広信議員） 質疑はございませんでした。

○佐藤 兵議長 渋間佳寿美議員。

○18番（渋間佳寿美議員） 委員長を通して当局等々にその人数を確認できればと思います。重ねて予算委員会でも申し上げて、私、これは問題だなと。例えば申し上げたように、日本人の場合自分の名前を変えるというのは非常に難しい手続が必要です。しかし、外国人の場合通名、通称名を変えるのは結構簡単と、要件を満たせば窓口でできるとされており、なおかつ回数制限もありません。何回変えても外国人は簡単に回数も何でも変えられると。これは問題だなと。犯罪の温床にもなり得るという話をさせていただきました。ですから、ここはやはり担当である市民課の窓口、担当である民生常任委員会ですら法律上改正が必要なんだろうけれども、この機会に米沢市でできる対策はないものか、委員会の中で検討していただきたいと思います。

が、委員長としてはいかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 小久保委員長。

○3番（小久保広信議員） 委員長を介して当局から答弁をお願いいたします。

○佐藤 兵議長 須佐市民環境部長。

○須佐達朗市民環境部長 通称につきましては、議員御指摘のとおりだと考えております。回数も、それから手続も比較的容易と。ただし、その通称を重複して使うことは許されておられません。ですので、通称管理を徹底することで、そういうデータ管理も含めて米沢市でそれなりに検討はしてまいります。通称管理を徹底することで、いわゆる犯罪の温床にならないような、住民に迷惑がかからないような、その手だてを構築していきたいと考えてございます。

○佐藤 兵議長 ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました議第14号を除く議第10号から議第13号及び議第15号、議第16号の議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、議第14号を除く議第10号から議第13号及び議第15号、議第16号の議案6件は委員長報告どおり決まりました。

続いて、異議のありました議第14号について起立により採決をいたします。

議第14号に対する委員長報告は賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第14号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 兵議長 起立多数であります。よって、議第14号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第18 議第17号権利の放棄について外5件

○佐藤 兵議長 次に、日程第18、議第17号権利の放棄についてから日程第23、請願第1号民・官協働事業による斜平山一帯の「トレッキングゾーン」整備を求める請願までの議案5件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長13番工藤正雄議員。

〔産業建設常任委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る1日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、8日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長及び請願の紹介議員にも出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第17号権利の放棄についてであります。本案は、補助事業で農業生産施設整備を行った事業主体が経営悪化により破産手続が開始されたことから、破産管財人に対し、補助金の返還を求めていたが、このたび破産手続が廃止され、本市に対する最終配当がないことが確定したため、当該返還金を請求する権利を放棄するため提案しようとするものです。

これに対し、委員より、このたび破産した当該事業主体は、もともとバラを主体とする花卉栽培の専業農家であったのかとして質疑があり、当局から、当該事業主体は当初水稻を手がけていたが、平成6年に軽量鉄骨ハウス1棟により花卉栽培を始め、水稻との複合経営を行い、その後、平成11年に花卉栽培の単一経営となり、平成18年から有限会社を設立し法人化へ至ったものであるとの答弁がありました。

また、委員より、破産に至った主な理由について質疑があり、当局から、契約先の事情による契約取引の打ち切りや燃料資材の高騰が重立った理由ではないかとして答弁がありました。

さらに、委員より、園芸農家に対する補助金の交付決定に係る審査の段階において、破産することまで予測することは困難であるとしても、花卉農家の取り巻く現状は大変厳しく、とりわけ雪国での施設園芸は暖房用燃料費がかさむことや販売価格の変動が経営に大きな影響を与えることから、今後の補助金交付に当たっては専門的知識を持って審査に当たるようただされました。

このほか、委員より、補助金交付後も経営状況の把握に努めるべきではないかとして質疑があり、当局から、このたびのケースは特殊な事例ではあるが、今後補助金交付の審査についてはより慎重に行うとともに、補助事業が的確に実施されているか等を含め、小まめに目配りをしてまいりたいとの答弁がありました。

また、委員より、軽量鉄骨ハウスの処分先について質疑があり、当局から、補助対象物件については破産管財人のもとに処分され、処分金額は55万円と聞き及んでいるが、その後の詳細については知り得ていないとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議第18号米沢市人工芝サッカー場グラウ

ンド建設工事請負契約の締結についてであります。本案は、本市のスポーツの推進を目指し人工芝サッカー場グラウンド建設工事を実施しようとするものであります。

本案に対し、委員より、大会の規模によっては観客数は1,000人を超えることが見込まれ、ハーフタイムなどの休憩時にトイレが集中し、現在の計画数では混雑することが予測され、その対応について検討すべきでないかとして要望されるとともに、車いす利用者の観戦スペースの確保などの要望に対する対応について質疑がありました。

これに対し、当局から、トイレ数の増加を含め、車いす利用者の観戦スペースなど、各種要望の実現に対しては設計の変更が必要となり、構造的な問題や予算的な面などを踏まえながら、その可能性について検討してまいりたいとするほか、大会の規模に応じて仮設トイレの設置など臨時的な対応を図ってまいりたいとの答弁がありました。

また、委員より、サッカーコート北側の盛土部分については、観戦スペースとして利用されることが予想されるため、盛土部分を芝生化すべきでないかとしてただされるとともに、施設周辺には熱中症対策とあわせ、花と樹木に覆われたまちづくりの事業の一環として、景観上の観点からも適切な樹木や芝の植栽がなされるよう要望がありました。

また、委員より、交通量増加に伴う施設周辺道路の安全対策やモンテディオ山形との交流イベントの実施について、さらに多目的ゾーンの役割について種々質疑要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更についてであります。本案は、平成21年

6月定例会で議決された特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約について、契約の一部を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく全委員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議第20号米沢市市営住宅条例の一部改正についてであります。本案は、公営住宅法の一部改正に伴い、入居者資格を整備するまでの間、この取り扱いを従前のとおりとしようとするものであります。

本案については、質疑もなく全委員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議第21号米沢市下水道条例の一部改正についてであります。本案は、下水道法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく全委員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号民・官協働事業による斜平山一帯の「トレッキングゾーン」整備を求める請願であります。本請願は、米沢市民にとっての母なる山、愛宕山、斜平山一帯は、新奥の細道・東北自然歩道として愛されるとともに、動植物の宝庫とも言われ豊かな生態系を誇り、市民を初め県内外の多くの登山愛好者が訪れています。しかしながら、山頂にトイレがないことや山道が整備されていない箇所が多々あるのが現状であるため、本市に対し、民・官協働のモデル事業として、トイレ、展望台、案内板を設置するとともに、トレッキングコースの整備に対し支援していただきたいとするものです。

本請願に対し、委員より、当該山道の整備を図るとした場合の整備費は林道整備事業として計上されるのかとの質疑があり、当局から、林道として整備する考えは持ち合わせておらず、市として協力できるかどうかも含め、担当所管課

等については今後調整検討が必要であるとの回答がありました。

このほか、委員より、トレッキングコースの整備を図ることは、健康体力づくりや観光面への相乗効果などの観点から有効と考えられるため、前向きな取り組みがなされるよう要望がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案と請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号から請願第1号までの議案5件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、議第17号から請願第1号までの議案5件、請願1件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第24 議第27号平成24年度米沢市一般会計予算外12件

○佐藤 晃議長 次に、日程第24、議第27号平成24年度米沢市一般会計予算から日程第36、議第39号平成24年度米沢市立病院事業会計予算までの議案13件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長17番相田克平議員。

〔予算特別委員長 17 番相田克平議員登壇〕

○17番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

去る3月1日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました議第27号平成24年度米沢市一般会計予算から議第39号平成24年度米沢市立病院事業会計予算までの平成24年度当初予算13件について御報告申し上げます。

当委員会は、議会日程に従い、9日から15日までの5日間にわたり、委員会室において全委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長等にも出席を求め審査を行いました。

なお、各議案の内容については、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、平成24年度当初予算13件を一括議題として、初めに副市長から予算の概要について、総務部長から人件費について、企画調整部長から行政事務共同処理分担金について、それぞれ説明を受け審査を行いました。

これに対する総括質疑では、臨時財政対策債が平成24年度当初予算では対前年比24.3%減となっている理由についてただされるとともに、臨時財政対策債は、地方交付税の不足分を補う性格のものであり、かつ元利償還金については後年において100%地方交付税による措置が見込める制度とはいえ、地方自治体がみずからの責任において行う借金であることには変わりなく、この間の国の交付税措置に対する対応の仕方にも不安があることから、その発行については慎重に対処すべきではないかとして、本市の考え方について質疑がありました。

また、予算特別委員会における予算審査のあり

方について質疑があり、特に新規事業については、事業計画が策定された時点で事業内容等を議会に説明し、その上で予算審査に臨むべきではないかとして、その対応方について質疑がありました。

さらに、二代表制についての市長の認識について質疑があり、住民の代表である市長と議会が地方自治体運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提言を通して政策形成の舞台となることが二代表制の本来のあり方ではないかとしてただされるとともに、代表質問、一般質問における当局の答弁は的確で明確な答弁をするべきではないかとして、その対応方について質疑がありました。

また、さきの一般質問において、庁内各課で所管している建物等については、一元管理をし、その情報をデータベース化する必要があるのではないかとただされたことを踏まえ、早急に財産として一元管理のもと、起債残高や修繕費を含めた調査を実施し、中長期の財政シミュレーションを立てるべきではないかとして、その対応方について質疑要望がありました。

第2款総務費では、本市における防犯灯、公衆街路灯のLED化について質疑があり、無灯地区の解消を目的とするだけでなく、初期投資は割高であったとしてもLED灯は省電力、長寿命であるため環境に優しいこと、そして蛍光灯からLED灯への切りかえによって電気料金が大幅に減る効果を考慮し、その推進に当たりたいとして要望がありました。このほか、有機EL照明の実用化について質疑がありました。

また、循環バス南回り路線延伸の可能性についてただされるとともに、運行回数が多い循環路線バスと廃止代替路線バスの新年度予算の積算根拠について質疑があり、特に廃止代替路線バスについては効果的なバス運行となるよう、ダイヤなども含めて地域の人々と徹底的に議論を

すべきではないかとして質疑要望がありました。

このほか、今冬の大雪により循環路線バスの一部の便が運休したが、その運休についての市民への周知方についても質疑要望がありました。

さらに、新文化複合施設の用地購入費の算定根拠について質疑があり、購入価格の決定は土地所有者との交渉事であり、地価公示価格を参考とした予算であっても明確な価格の基準がないままに交渉に入るのではなく、不動産鑑定を早急に行い、地価公示価格と乖離がないことを確認してから交渉する必要があるのではないかと、その対応方について質疑要望がありました。

このほか、新文化複合施設は耐震基準を満たした建物となるので、周辺の飲食街の従業員、お客様、中部地区住民の避難所に指定すべきではないかとして要望がありました。

また、本市における外国人登録の通称名の使用実態について質疑があり、外国人の通称名の使用は本人による申し出のみで可能であるが、日本人が名前を変える場合は家庭裁判所の許可が必要で非常に困難であるが、窓口である地方自治体では外国人の通称名変更は形式的要件を満たしていれば受理せざるを得ず、犯罪等の温床になり得る可能性もあるので何らかの基準を設けるべきではないかと、その対応方について質疑要望がありました。

さらに、本市職員の時間外勤務について質疑があり、部下に対して割り振りした仕事量は妥当なのか、能力に応じたものなのかを把握し、割り振りを見直す必要もあり、また課全体で横断的に仕事をする雰囲気づくりは上司が行い、常に仕事の平準化を図るべきではないかと、その対応方について質疑要望がありました。

また、本市の男女共同参画事業について質疑があり、出生率の高い先進国においては、女性の社会参加や男女平等が進んでおり、このことは

少子化対策の取り組みの一つでもある。本市においても男女共同参画基本計画を策定してから5年が経過していることを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて市民や事業所等の実態調査を行い、市民と協働で推進することは重要なことであるとしてただされるとともに、市民が自主的に行う事業については情報提供や啓発を行うだけではなく実質的な支援をするべきではないかとして、その対応方について質疑要望がありました。

このほか、米沢女子短期大学に設置が決定した四年制の管理栄養士養成課程に関する大学法人の形態等について質疑がありました。

第3款民生費では、高齢者等雪下ろし援助員派遣事業について、今冬の大雪による実績などについて質疑があると同時に、助成回数の増加や助成対象世帯や範囲の拡大について要望がありました。

また、児童養護施設への支援について質疑があり、県内他市の児童養護施設では一人部屋の整備がなされているほか、自立を前にした児童の生活訓練を目的としてキッチンやふろなどの生活設備を備えた施設が整備されているが、本市では整備されていないことから、その対応方について質疑があると同時に、カウンセリング用の相談室についても確保すべきとして要望がありました。

また、ふるさと納税の使途項目に、例えばタイガーマスク応援寄附金など注目度のあるネーミングの寄附項目を入れるなど、納税者が支援しやすい仕組みづくりをしていくべきではないかと質疑がありました。

さらに、学童保育について質疑があり、核家族化が進む現在、学童保育の担う役割は今後ますます重要なものになるとして、施設への支援を拡充すべきではないかと質疑があるほか、県の新年度予算に学童保育に係る低所得者への

利用料の支援の予算が計上され、現在審議されているが、これに対する本市の対応について質疑がありました。

このほか、人工透析患者通院助成の現状について、生活保護受給者への指導状況について質疑がありました。

第4款衛生費では、食育推進事業について質疑があり、食育を市民へ浸透させるためにも一過性のものではなく継続的な事業を行う必要があるのではないかとしてただされるとともに、食育の推進は市民の健康を守る上で重要な施策であるため、しっかりとした目標のもと、企画力をもって本市独自の対策を推進していくべきとの要望がありました。

また、斎場について質疑があり、老朽化により収骨室が雨漏りする状況であることから、大規模な修繕改築が必要ではないかとして要望がありました。

このほか、地下水・地盤沈下対策事業について、東日本大震災に伴う災害廃棄物の本市の受け入れ状況について質疑がありました。

第5款労働費では、労働福祉の向上対策事業に要する経費について、青少年勤労意欲高揚事業負担金について質疑がありました。

第6款農林水産業費では、有害鳥獣対策について質疑があり、中山間地域を中心に鳥獣被害が深刻な状況にあるが、これらは集落の過疎化・高齢化による里地・里山の荒廃が影響しており、その再生が重要であるのではないかとしてただされるとともに、猿害対策については、これまで猟友会による個体調整を行ってきたが、モンキードッグの活用による防除対策の支援体制についても質疑がありました。

また、ナラ枯れ対策について質疑があり、ナラ枯れは山奥で発生することが多く、十分な対策をとる間に拡大したが、30年以上の老木に被害が多いことから、ナラ枯れ対策の一つとして

30年未満の樹木の伐採、間伐をし、炭焼きやほだ木などとして再利用を図るとともに、その他広葉樹についても循環を図り、里山の利活用を推進することが必要ではないかとして、その取り組み方について質疑要望がありました。

さらに、耕作放棄地の実態について質疑があり、農地法、農振法の改正により優良な農用地の確保の観点から制約が強化されたが、遊休農地の解消や農振の除外に係る市長裁量をどのように発揮するのかとして、その対応方について質疑がありました。

また、農地集積や新規就農者確保等の基本計画となる「地域農業マスタープラン」の作成状況について質疑があり、このたび、原則45歳未満の新規就農者を対象に年150万円の給付金を交付し、新規就農者の支援を図っているが、新規就農者に対して大規模経営を即座に求めることは就農に結びつかないのではないかととして、小規模経営でも就農する者であれば、本市独自の農業後継者育成として積極的に取り組むべきではないかとして質疑要望がありました。

さらに、東日本大震災で被災された農業者の受け入れについて、積極的な対応に努めるべきであるとして要望がありました。

また、「おしよしなショップ」の効果、成果についてただされるとともに、「おしよしなショップ」は具体的に本市農業の振興に結びつくものにしていかなければならないことから、地産地消・地産外消・地産訪消やウェブショップなども含め、販売方法等についても検討すべきであるとして、その対応方について質疑要望がありました。

このほか、外国資本等による本市内の森林買収などを防止するための条例制定について、地球温暖化防止対策及び再生可能エネルギー確保への取り組みについて質疑がありました。

第7款商工費では、有機EL照明について質疑

があり、国内の大企業では既に製品化されていることから、本市における有機EL照明の優位性を改めて検証し、本市が行う有機EL関連の助成が効果的なものとなるよう危機感を持って取り組むべきとして、その対応方について質疑要望がありました。

また、緊急経済対策本部の新年度事業についてただされるとともに、雇用環境、経済環境ともまだ改善されていない厳しい状況であるので、本年度まで実施をしてきた愛の商品券事業や住宅リフォーム事業等については、団体育成を図る観点からも継続すべきであるとして、その対応方について質疑要望がありました。

さらに、消費生活相談員の配置状況についてただされるとともに、消費生活相談は非常に困難なケースが多々あることから、有資格者を配置すべきであるとして、その考え方について質疑要望がありました。

また、天元台高原の索道施設整備は緊急性のある事業なのかとしてただされるとともに、平成24年度から28年度までの第2期5カ年の事業総額は約4億円ともなることから、第2期の事業計画を議会にも提出すべきであるとして要望がありました。

このほか、米沢市若手起業家支援事業や、会津、米沢、新潟戊辰戦争ゆかりの地交流事業等についても質疑がありました。

第8款土木費では、現政権の「コンクリートから人へ」のスローガンのもとに公共工事が減らされたことにより、地方では建設業が疲弊し、除雪に使用する重機が不足するなど問題が深刻化していることを受け、本市においては公共工事の積極的発注を行い、建設業の支援をすべきではないかとしてただされるとともに、除雪経費についてはまだ削減される要素があることから、本市の業務委託料の精算にあつては距離単価から国・県が採用している時間単価での精算

にすべきではないかとして、その検討方について要望がありました。

また、流雪溝の整備状況についてただされるとともに、流雪溝の整備要望は75件、延長にして約23キロメートルもあることから、水利権の問題もあるが、早急な整備を計画的に進めるべきではないかとして、その考え方について質疑要望がありました。

さらに、断熱型下水道マンホールふたの設置効果について質疑があり、今冬は大雪で気温が低かったこともあり、圧雪のところはくぼみが深く、車が抜け出せないこともあったことから、小学校や保育園周辺の狭隘な道路や交差点で坂になっているところについては特に断熱型のふたにする必要があるのではないかとして、その対応方について質疑要望がありました。

第9款消防費では、災害時における福祉避難所の指定について質疑があり、災害時に速やかに開設し要援護者を保護できるようにしておく重要な施設であることから、地域防災計画を見直し、ハード、ソフト両面での体制づくりに努めるべきであるとして、その対応方について質疑要望がありました。

また、東日本大震災で生じた瓦れきの本市受け入れにおける放射性物質の検査状況、検査方法についても質疑がありました。

さらに、東日本大震災で福島県から本市へ避難している方の住宅状況について質疑があり、避難者の方々は住居の確保について最も不安を抱えていることから、本市としても国、県に対して住宅関連の支援継続方について強く要望するべきではないかとして質疑要望がありました。

また、災害が起きて全市が停電になった場合における防災行政無線の運用について質疑があり、停電になれば防災行政無線の運用はできなくなることから、蓄電式などのバッテリーを準備する必要があるのではないかとして、その対応方

について質疑要望がありました。

第10款教育費では、新図書館について質疑があり、図書館の最大の魅力である本や資料の充実を図り、開架図書をふやすとともに、本に囲まれた魅力ある図書館とすることで、市民はもとより近隣市町の住民の来館も期待され、中心市街地の活性化にも寄与すると考えられることから、その対応方について要望がありました。

また、依然として理工系離れが解消しない理由についてただされるとともに、原因の一つとして、親の理工系離れも大きく影響していることから、これからを担う子供たちが理科を楽しく身近に感じ、理科に興味を抱かせるためにも、本市理科研修センター等の充実は重要なことであるとして、予算の確保方について質疑要望がありました。

さらに、中学校体育の武道必修化について質疑があり、武道は専門的な授業であるので、教諭のみの指導による授業では事故などの心配もあることから、武道経験のある教諭がいない場合は外部の指導者を招聘し、子供たちが安全に授業を受けられるようにするべきではないかとして、その対応方について質疑要望がありました。

また、人工芝サッカー場の多目的トイレにオストメイト用のトイレを設置しない理由について質疑があり、市内には160人前後のオストメイトがおり、オストメイト用のトイレについては8カ所あるが、当該サッカー場では東北大会の開催も考えていることから、オストメイト用のトイレは必要であるとして、その対応方について質疑要望がありました。

歳入では、財政事情が大変厳しい中での予算編成は義務的経費に予算が使われ、投資的経費は縮小しなければならないこと、事業の選択と集中を図り、市民の身近なところに力を入れ、市民生活を守るという観点から予算編成をするべきではないかとして、その対応

方について質疑がありました。

また、市民公募債の導入についても質疑がありました。

以上が、議第27号平成24年度米沢市一般会計予算に対する審査の経過の中でありました質疑・要望等の主なものでありますが、議第27号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、特別会計及び企業会計予算について申し上げます。

まず、介護保険事業勘定特別会計では、介護予防事業について質疑があり、元気な高齢者になるべく要介護状態にならないようにすることが重要であるとして、二次予防事業への参加率と参加促進への取り組みについて質疑がありました。

また、地域包括支援センターは地域における福祉の増進及び保健医療の向上を包括的に支援する拠点であり、地域に根差したサービスの提供を求められることから、年次的に目標を立ててセンターの増設を図るべきではないかとして要望がありました。

このほか、本市の第5期介護保険料が県内他市の状況と比較しても高額であることから、一般会計からの繰り入れによる対応を求めるほか、介護保険料の滞納状況とその対応について質疑がありました。

と畜場及び食肉市場費特別会計では、市内養豚事業所から悪臭防止対策に係る改善計画書において、当該事業所では約45%の生産頭数の減産計画が示されたが、このことに対し、食肉公社が受ける影響についてや、行政の支援について質疑がありました。

下水道事業費特別会計では、地方公営企業会計導入について質疑があり、経営状況が明らかになるとともに、住民への情報公開を進めるためにも、企業会計導入へ向けて取り組むべきで

はないかとして要望がありました。このほか、農業集落排水事業と合併処理浄化槽事業が一元化されることに伴う効果について、下水処理をした放流水の行政側としての水質検査チェック体制について、浄水管理センター維持管理業務委託の総合評価落札方式の導入について種々質疑要望がありました。

物品調達費特別会計では、T P P 協定が締結された場合には、パソコンを含む電算機器等の物品調達において、市内企業への優先発注が適用できず、地元業者の受注機会が減少するおそれがあることから、今から調査研究をしておく必要があるとして質疑がありました。

水道事業会計では、まちづくり総合計画にある人口予測ではなく、現実的な給水人口の需要予測に即した事業計画や経営計画の正当性についてただされるとともに、老朽管更新の進捗状況や、震災に関連した放射性セシウムの検査状況、館山浄水場の耐震化について質疑がありました。

病院事業会計では、市立病院は置賜地域の中核病院として多様化、高度化する医療需要に対応していかなければならない課題があること、また、いわゆる不採算部門についても公立病院の責務として引き受けており、市民からの理解や信頼を得ているが、一方で累積欠損金も多額であることから、民間的経営手法の導入についても検討が必要ではないかとしていただきました。

また、地方公営企業法の全部適用の効果について、老朽化した病院の建てかえについて、さらに、認定看護師の人数と種別について、看護師不足の対策として始められた奨学資金貸付金事業の効果について質疑がありました。

以上が、平成24年度特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑・要望等の主なものであります。

次に、審査結果についてであります。議第28号平成24年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議第29号平成24年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第30号平成24年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案3件につきましては、異議がありましたので挙手による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第31号平成24年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から、議第39号平成24年度米沢市立病院事業会計予算までの議案9件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要とその結果であります。

以上、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開の時間は11時25分といたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時25分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議第27号に対し、22番鈴木章郎議員から討論の通告がありますので発言を許可します。

22番鈴木章郎議員。

〔22番鈴木章郎議員登壇〕

○22番（鈴木章郎議員） 議第27号平成24年度米

沢市一般会計予算について反対いたします。

昨年3月末未曾有の大震災に見舞われた東北は乏しい国の財源のはぎまで復旧に苦慮する状況があり、「中心市街地活性化事業」の一時保留案を上程しましたが、市長の「関係ない」との判断から計画は進められ現在に至るわけですが、復旧に苦しむ東北同胞に思いをはせるとき、敵に塩を送った上杉謙信公を藩祖とする米沢市民の義とはいかにあるべきかを考えるときにあると私は現在でも思っております。

それはそれとして、今、議会における私の中心市街地活性化事業の見直し提案に対し、市長は「議会制民主主義の手順を踏んだ上での予算編成である」旨の答弁をされていますが、「市民の声を十分に反映させる」とした平成22年6月議会の附帯決議を市長はどのようにとらえ、理解されたのか甚だ疑問に思わざるを得ない今予算編成であります。

地元紙によると、「まちなか歴史公園は名ばかり」「遊具がずらり、実態は児童公園」と酷評され、市長の歴史観の稚拙さや計画のずさんさを露呈し、市民の声を反映した計画案とはとても思えないものでした。

しかし、3月12日の本会議で補正予算3,000万円が否決されたことは、議員の良識と思って安堵したところであります。

まちなか歴史公園計画の問題はこれだけにとどまらず、当該土地購入の取引行為は、社会福祉法に抵触するものとして法廷で問われようとしている現況にあります。

私なりに調査をしたところ、「あずま会」を経由して市が購入した行為に地権者からは「まちなかに福祉施設ができるから取引に応じた」「市から何の説明もない。だまされた感がある」「そんな値段で市に買ってもらえるならあずま会には売らなかった」等の意見を聞いております。

地権者に本当の利用目的を隠して第三者に別目的で土地を購入させる行為は悪徳不動産屋がよく使う手口であり、社会からは非難を受ける行為であります。法律を持ち出さずとも市民を欺く土地購入の経緯は市長の倫理観として今後も議会は問題視していく必要があるものと思っております。

そして、この公園計画には、天満神社の施設がそのまま残され、その御本尊があったことに歴史的価値をこじつける市長のお考えですが、この場所にあったのは紛れもなく宗教上の偶像であり、宗教施設であります。よって、公共団体が関与することは、憲法20条及び第89条に抵触することは明らかであります。

また、今回審議される武者道の予算であります。「昔、登城の際、武士が通った道として歴史的価値があり、この道により観光客をまちなかに誘導する」と目的にありますが、私の調べたところでは、当時道路はここだけではなかったわけで、武士は当然として各方面から道を通って登城したと思われますし、景観においても歴史的なものは残っておりません。

この道を遊歩道としてまちなかへ集客する考えですが、道の先にあるのは宗教施設を顕彰する公園では、単なる参道としての意味合いしかなく、この参道を通して中心市街地に誘客できるとはとても思えません。

市長は最高責任者として予算を執行するに当たり、費用対効果を考える責任があるわけですから、歴史公園を考えるならやはり観光の核となる上杉神社周辺の整備、とりわけ現在のNHK中継局及び児童会館の扱いと思っております。

また、中心市街地への集客を目的とするならば、先ごろ城南にできたヨークベニマルをかんがみれば、ウェルマート撤退後の疲弊した同所があったという間に集客力豊かな地区に変貌を遂げたことでわかるというものです。時間がないから

とって中途半端な現在の中心市街地活性化事業を進めれば将来に禍根を残すことは必至であります。

よって、目的のあいまいな武者道への予算2,300万円の計上に反対をいたします。

次に、ポポロ館跡地の購入について意見を申し上げます。

図書館をまちなかにつくる構想は、足かけ9年前、第1回市長選の安部候補公約の認識としております。その後、中心市街地活性化計画よりまちなか図書館計画が実行されようとし、ポポロ館跡地、買収資金2億6,000万円の予算が計上されたことに、私は「まちなかに図書館をつくることに反対するものではないが、図書館用地がなぜポポロ館跡地なのか、市の所有する文化会館を含めた総合文化施設の選択もあるのではないか」との趣旨の質問をいたしたところ、市長は時間と手順を踏んで決められたことを振り出しに戻すのはいかがなものか」と答弁しております。私は計画をゼロベースに戻せとは言っておりません。

市長は私の質問の趣旨がよく理解できなかったようですので改めて説明いたします。

過去議会で議決されたのは、公金が出る国の「社会資本整備交付対象事業」に計画案を出すこと。その際にまちなかへ図書館をつくることは承認されておりますが、詳細については個別審議であり、場所や予算額まで承認されたものではありません。そして、変更不可能な計画案でもありませんでした。

そこで、私は「なぜポポロ館が候補地なのか。候補地は現文化会館という選択肢はないのか」と質問したわけであります。その質問に山口部長は「ポポロ館跡地としたのは、地権者より協力の申し出があったから。また、ポポロ館が老朽化したから」と答弁しております。

ポポロ館が老朽化したので用地を買い上げる

との言質は特定個人への便宜供与として大きな問題を含んでおります。また、「協力」とは「市が買うのであれば売ります」との意味合いを部長は説明しております。言葉を変えれば、「建物が古くなり取り壊しますので、土地を市で買い上げてください」との要請に市が応じた請託・受託の関係とも受け取れる行為であり、為政者が特定の市民への利益誘導は議会として慎重に審議し進めるべきと考えております。

また、「現存の文化会館を含めた総合文化施設建設は選択肢として考えられなかったのか」との私の質問に山口部長は「既に補強の工事、また音響の工事を済ませたから」「相当額の経費がかかるから」と答えておられます。過去に幾ら工事をかけたかを問うより、今後幾らかけたらよりよい文化施設が建設できるかを検討すべきと考えます。

そこで、文化会館を候補地とした場合の相当額かかる経費の根拠を当局に諮問したところ、試算は一切行っていないとのことであります。

すなわち、総合文化施設建設の候補地は当初より何があんでもポポロ館跡地にありきの発想から事が進められたこととなります。

まちなか図書館用地も、まちなか歴史公園用地も一企業人のかかわる物件であり、その契約プロセスにおいて市民無視、一企業人優先の行政対応に私は疑義を感じずにはいられない心境であります。

過日も予算特別委員会において、「市長は部課長に話を回し、直接市民の声にこたえない」との指摘に「市長として何かにもできるものではない」と声を荒げて答え、後日、謝罪しております。今回審議される中心市街地活性化事業は50億円に迫る大事業であり、30億円の借財を市民に負わせる事業であります。声を荒げたり謝罪すれば済むような事業ではございません。

一昨日の米沢新聞に、読者の声、「最近不思

議に思うこと」と題し掲載された文章を抜粋要約し読み上げます。

「近ごろ、広報よねざわに悪臭に反対する署名願いの用紙が入ってきたが、反対だけでなく、地元企業の発展を考えるべきではないのか。一方では、中央部にこの不況の中、しかも市民の税金で何十億円もかけて図書館をつくろうとしています。一体市議会議員は何をしているのかわからない。だったら、この問題でアンケートをとったらどうか。図書館を何十億円もかけてつくった方がよいのか悪いのか、アンケートをぜひお願いしたい」とあります。

市長は、十分に市民の声を聞いたと認識のようですが、このように図書館建設に疑問意見を持つ市民も多数おられることは事実であります。まちなか図書館計画をあげ、3期目の市長選で選ばれた市長だから図書館計画は全市民に容認されたとお考えになるのではなく、70%近い有権者は支持しなかったと考えるべきではないでしょうか。自分に都合のよい人たちだけで集め、十分審議は尽くされたとする古い手法で市民を説得できる時代ではありません。

市長答弁の50年、100年後にも評価される施設の建設とは言いませんが、せめて次の世代の若者が借金を返すときまで、「だれがこんな無駄な箱ものをつくったんだ」と言われないうちにも拙速に事を進めるべきではありません。

行政側の決めぜりふ「時間がない」は「知恵がない」との同義語であります。行政側、議員側もさらに広く市民の意見を取り上げる努力が肝要と提言いたします。

図書館の価値観も9年前とは様変わりしております。世界の多くの国が図書館への予算を削減している現況にあり、ごく最近ではアメリカのブリタニカ百科事典は印刷物での提供を打ち切り、ネットでの提供に切りかえると中央紙の報道がありました。現に携帯電話でさえ図書が

読める時代となり、図書館の貸し出しもいずれネットによる方法が主流になると思います。図書館があればまちが活性化するというのは幻想にすぎません。価値観は時代とともに変化することを学ばれたらいかがなものかと進言いたします。

よって、2億6,000万円の用地買収予算は反対いたします。

山形新聞は、「施設建設のみで商店街への誘客効果があると考えるのは短絡的。人の流れ、町のイメージ形成をどう進めていくのか、市民の消費動向や生活実態を踏まえた施策も必要だ」と報じております。そして、米沢新聞では、今般の中心市街地活性化事業計画は「木に竹を接ぐようなもの」「綱渡り的な事業」と揶揄されていることは議員諸兄並びに行政関係者の皆さんも御承知のことと思います。

今事業における交付金約20億円は国民の税金であります。まだまだ復興に苦慮する災害地の皆さんの琴線に触れたとき、むだな予算執行をすべきでないとの深い思いに立ち至る私は、たとえ少数でも反対議員がいたことを歴史に残し、一利権者が主役の予算執行ではなく、市民が主役の行政が行われんことを提言し、壇上より反対を申し上げます。

○佐藤 弐議長 以上で討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第28号から議第30号まで及び、ただいま反対討論のありました議第27号の議案4件を除く議第31号から議第39号までの議案9件を委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 弐議長 異議なしと認めます。よって、議第31号から議第39号までの議案9件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議案4件について順次採決いたします。

初めに、議第27号平成24年度米沢市一般会計予算を起立により採決いたします。

議第27号に対する委員長報告は全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第27号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第28号平成24年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算を起立により採決いたします。

議第28号に対する委員長報告は賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第28号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第29号平成24年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算を起立により採決いたします。

議第29号に対する委員長報告は賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第29号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第30号平成24年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算を起立により採決いたします。

議第30号に対する委員長報告は賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第30号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第37 悪臭問題特別委員会の報告

○佐藤 晃議長 次に、日程第37、悪臭問題特別委員会の報告を議題といたします。

この場合、悪臭問題特別委員会における調査の結果について報告を求めます。

悪臭問題特別委員長 4 番我妻徳雄議員。

〔悪臭問題特別委員長 4 番我妻徳雄議員登壇〕

○4 番（我妻徳雄議員） 御報告申し上げます。

悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動などの概要につきましては、昨年の3月定例会において御報告したところですが、平成23年4月24日施行の米沢市議会議員選挙を経て新たなメンバーとなり、再度特別委員会を立ち上げました。

本日は、以後の活動について御報告申し上げます。

当特別委員会は、堆肥製造事業所、養豚事業所の両事業所を原因とするにおいが大きな公害問題となっていることから、悪臭の防止について特に調査・研究を行うことを目的として平成20年12月定例会において設置したものです。

今年度におきましても、当特別委員会では両事業所の現地視察を初め、両事業者を参考人として招致し、悪臭対策について改善を促したほか、さまざまな活動を積極的に行ってまいりました。

重立った活動として、7月13日には南原コミュニティセンターへ出向き、南原地区自然環境

保全推進協議会と懇談会を行い、悪臭被害に苦しむ実態や要望について伺ってまいりました。

原因事業者が出す悪臭が法的な基準を下回っているとしても住民は依然として当たり前の生活を送ることができない現状であることが報告されました。

また、「悪臭を放つ事業者が法で守られ、住民に我慢を求めることは到底納得できず、行政として法の改正を求めている」とする意見や、「悪臭問題を完全解決する手段は原因事業者に移転してもらうしか方法がなく、地元でもその実現に向けて署名活動も視野に入れて活動していくので、行政にも移転実現のための方策を検討してほしい」との要望がなされました。

さらに、8月25日には、悪臭問題特別委員会の呼びかけにより「におい・かおり環境協会」の会長である岩崎好陽氏を講師として再度お招きし、市当局、置賜総合支庁環境課職員にも参加をお願いし議員研修会を開催しました。

研修会では、臭気成分に関することや、養豚事業所の脱臭装置の機能と効果について、さらに臭気排出強度の考え方などの説明を受けたほか、堆肥製造事業所については発生する悪臭に対し、その対策に当たることよりも悪臭の発生そのものを抑える対策をとる方が悪臭の減臭対策としてはより効果的であること、具体的には、堆肥の完熟度には空気との接触が大事な要素であることから、攪拌工程においてスクープ式攪拌装置の導入などを検討すべきなど、専門的知見に基づいた話をお聞きすることができ、今後の委員会活動にとって大変参考となる内容でした。

9月定例会の特別委員会では、両事業者を参考人として招致しました。なお、この委員会への招致に当たっては、両事業者に対しあらかじめ質問状を送付し、その回答を報告するよう求めました。

質問状では、地元住民の「この問題の解決には移転するほか方法がなく、早期の移転を強く求める」とする当委員会への強い要望を受け、両事業者に対する質問事項の第1項目に、移転に対する事業者の見解をいただきました。

堆肥製造事業者からの回答は、多大な投資をして脱臭装置を設置した経緯もあり、移転となればさらに莫大な移転費用、営業損失が発生するため移転は困難とするものでした。

一方の養豚事業者からの回答は、移転にかわり土地の所得費用、造成費、施設の建設費、現状の建物の取り壊し費用などを試算の上、経営上の問題、養豚を行うための適切な用地として飲用水の確保や排水の容易性、一定程度の面積の確保が必要であり、さらに農場で働く労働者の雇用の問題などから現状での移転は難しいとするものでありましたが、移転が最善の方法であるとした場合、検討の場の設置など、移転について当事者として協力をお願いしたいとする申し出がありました。

委員会では、地元住民の方が大勢傍聴されました。このことは、依然として地元住民の方が悪臭に苦しめられていることのあらわれであり、委員からは悪臭問題の早期解決に向け、質問事項に沿ってより踏み込んだ質問が活発になされました。

さらに、12月定例会の委員会では、堆肥製造事業者を参考人として招致をしました。この委員会においても、堆肥製造事業者にはあらかじめ質問状を送付し、その回答を求めたところです。

質問状では、前回の委員会において事業者から「莫大な費用及び営業損失が発生することが明白であることから、現状における移転は困難である」との回答がなされたことを受け、このたびは、移転する場合に想定される具体的な費用と、その積算根拠を示すように求めました。

これに対し事業者からは、具体的な移転地を選定した上での試算ではないとしながらも、土地の購入費用、造成工事費用、開発許可申請費用、建築工事費用、設備関係、その他工事費用、施設解体撤去費用などについての概算金額が示され、多額の費用を必要とすることなどから、移転については困難とする回答が改めて示されました。

委員会の席上、回答書の文面の一部からは、事業者の問題に取り組む姿勢に対し、その誠意が感じられない部分があるとして指摘をいたしました。

また、操業時に地元住民団体と締結した協定内容についても一部遵守されていない現状があることなどについて厳しく追及いたしました。

今定例会の委員会では、まず堆肥製造事業者を参考人として招致し、一連の悪臭問題に関し、議会の立場から悪臭防止対策などについて地方自治法第100条の2の規定に基づき、専門家に調査を委託し、専門的見地から助言を得るための調査を実施することに対し理解と協力を求めました。

また、当局から養豚事業者より提出された改善計画について報告がありました。その改善計画は、ことし4月1日から2階建て豚舎での交配を中止し、平成25年3月までに2階建て豚舎での生産を完全に終了し、これによって農場全体の飼育頭数を約6,500頭から約3,500頭へ生産規模を縮小し、発生臭気の総量を相当程度減少させたいとするものでした。

これに対して委員より、米沢食肉公社が受ける影響について質疑があり、当局から、当該事業者の取扱高等における減少分として、その概算が示されました。

また、本市農業の重要分野である畜産振興の観点から、当該事業者の今後の将来的な展望や移転の取り組みなどについて質疑があるととも

に、食肉公社への支援方について要望があるほか、悪臭防止法の二号規制基準に対する考え方について質疑がありました。

両事業者については、これまでも多額の設備投資を行い、臭気の低減に努めてきたことも事実であり、その努力については一定程度認めるところです。とりわけ、養豚事業者のこのたびの改善計画は企業として大きな決断であると認識し評価をしているところです。悪臭問題の解決へ向けて大きく前進することを期待しながら、その効果を引き続き監視し、検証してまいりたいと考えています。

両事業者に対しては繰り返し申し上げてきたところですが、移転の可能性を含め、臭気の低減に向けての真摯な態度であらゆる方策を検討されるように強く望みます。

今後の委員会活動といたしましては、専門的知見の活用を初め、効果のある調査・要望活動を行っていくとともに、住民や原因事業所との対話を重視した活動をしてまいる所存です。

結びに、悪臭問題はいまだ解決に至っておらず、早期解決を強く望む住民の期待にこたえられていないことは大変遺憾であります。市・県当局や南原地区自然環境保全推進協議会と密接に連携を図りながら、当たり前の生活を取り戻すために、悪臭問題の早期解決に向け引き続き努力していくことを申し上げ、委員長報告いたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの悪臭問題特別委員長報告に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

本件は、特別委員会における調査の結果について報告でありますので御了承願います。

これをもちまして、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38 発議第2号悪臭原因事業所の
臭気対策等に関する調査の委
託について

○佐藤 晃議長 次に、日程第38、発議第2号悪臭原因事業所の臭気対策等に関する調査の委託についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。

提出者悪臭問題特別委員長4番我妻徳雄議員。

〔4番我妻徳雄議員登壇〕

○4番（我妻徳雄議員） 発議第2号の提案理由を申し上げます。

堆肥製造事業所及び養豚事業所の両事業所を原因とする悪臭問題が長年にわたり大きな公害問題となっていることから、本市議会では、悪臭問題特別委員会を設置し、さまざま調査活動を行ってきたことはさきに委員長報告で述べたとおりであります。臭気対策などの調査に関しては専門的知見が欠かせないものであることから、地方自治法第100条の2に基づき、臭気対策を専門とするコンサルタントにその調査を委託し専門的知見の活用を図り、より効果的な調査を行おうとするものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤 晃議長 ただいまの提出者説明に対し、御

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり決まりました。

日程第39 発議第3号米沢市議会委員会
条例の一部改正について

○佐藤 晃議長 次に、日程第39、発議第3号米沢市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。

提出者議会運営委員長16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） 発議第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、置賜二市二町の消防広域化に伴い、本市の消防本部に関する条例を廃止するほか、関係条例について所要の改正及び規定の整備を行うため提案されました「議第4号米沢市消防本部等設置条例等の廃止等について」が原案どおり可決されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤 晃議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 異議がありますので、改めて起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、発議第3号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第40 議第41号米沢市副市長の選任について

○佐藤 晃議長 次に、日程第40、議第41号米沢市副市長の選任についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第41号米沢市副市長の選任について説明いたします。

本案は、本市副市長の町田富保氏が本年3月31日にその任期が満了となるため、その後任として小林正夫氏を本市副市長に選任したく、地方自治法第162条の規定により提案するものであります。

なお、町田富保氏には、平成20年4月以来、市政の中枢にあって地方自治の振興に多大なる貢献を賜りましたことに対し、心から敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第41号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、議第41号は同意することに決まりました。

暫時休憩いたします。

午後 1時06分 休 憩

~~~~~

午後 1時12分 開 議

○佐藤 晃議長 再開いたします。

.....

#### 市長あいさつ

○佐藤 晃議長 以上で、本定例会に付議された案件は、全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会3月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る2月27日に招集いたしました本定例会は本日全日程を終了いたしました。26日間にわたる会期中、提出いたしました案件につきまして

は終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

会期中の3月11日に東日本大震災から丸1年が経過をし、1年前の惨状をまざまざと思い起こすにつれて、改めて震災復興への思いを強くしたところであります。

被災された方々が一日も早く安定した生活を送れるようお祈りするとともに、本市としましても風評被害により影響を受けた経済活動への損害賠償の問題や避難者の支援等にさらに力を入れていきたいと考えております。

また、来年度からは平成26年度までの3年間を計画期間とする米沢市まちづくり総合計画の第4期実施計画がスタートします。厳しい財政状況の中ではありますが、実施計画に登載した事業を着実に推進し、市民一人一人がこのまちから大切にされているという実感の持てるまちづくりにさらに取り組んでまいりますので、今後とも議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げます、御礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

.....

閉 会

○佐藤 晃議長 以上をもちまして、平成24年3月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 1時15分 閉 会